

## 一般財団法人丸亀市観光協会団体旅行等誘致促進事業助成金交付要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 観光客の誘致拡大を図るため、一般財団法人丸亀市観光協会賛助会員の施設に1泊以上の宿泊を伴う旅行又は1回以上の食事を伴う日帰り旅行の団体旅行商品に対し、助成要件を満たす団体旅行に助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、下記の助成要件を満たす団体旅行を企画実施した旅行会社等とする。

(助成要件)

第3条 それぞれ助成対象とする内容の要件をすべて満たし、事前に一般財団法人丸亀市観光協会理事長（以下「理事長」という。）に助成金を申請し、理事長が承認した団体旅行とする。

(1) 泊旅行

ア. 一般財団法人丸亀市観光協会賛助会員の施設に1泊以上の宿泊をすること。

イ. 旅程に以下のいずれか一以上の施設を加えること。

- ①丸亀城天守
- ②丸亀市猪熊弦一郎現代美術館
- ③中津万象園・丸亀美術館
- ④塩飽勤番所
- ⑤笠島まち並保存センター
- ⑥うちの港ミュージアム（要体験）
- ⑦NEWレオマワールド
- ⑧四国水族館
- ⑨ボートレース丸亀

ウ. 1団体の構成人数は20名以上とすること。

※年度内の申請は1事業につき3回までとする。

ただし、⑨を旅程に含む団体旅行については、1事業につき5回までとする。

(2) 日帰り旅行

ア. 丸亀市内の食事施設で1回以上の食事をすること。

イ. 旅程に以下のいずれか一以上の施設を加えること。

- ①丸亀城天守
- ②丸亀市猪熊弦一郎現代美術館
- ③中津万象園・丸亀美術館
- ④塩飽勤番所

- ⑤笠島まち並保存センター
- ⑥うちの港ミュージアム（要体験）
- ⑦NEWレオマワールド
- ⑧四国水族館
- ⑨ボートレース丸亀

ウ. 1団体の構成人数は20名以上とすること。

※年度内の申請は1事業につき3回までとする。

ただし、⑨を旅程に含む団体旅行については、1事業につき10回までとする。

#### （助成額）

第4条 助成額は以下のとおりとする。

（1）国内に本社を有する旅行会社等が企画する団体旅行

ア. 泊旅行 1団体あたり 30,000円

イ. 日帰り旅行 1団体あたり 15,000円

※限度額は、1事業所あたり135,000円とする。

（2）国外に本社を有する旅行会社等が企画する団体旅行

ア. 泊旅行 1団体あたり 40,000円

イ. 日帰り旅行 1団体あたり 20,000円

※限度額は、1事業所あたり180,000円とする。

（3）旅行会社等が企画するボートレース丸亀を旅程に含む団体旅行

ア. 泊旅行 1団体あたり 50,000円

イ. 日帰り旅行 1団体あたり 25,000円

#### （申請）

第5条 助成申請書の様式は別紙第1号様式とし、関係書類とともに事前に理事長に提出するものとする。

#### （助成金交付決定）

第6条 理事長は申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に通知する。

#### （助成の条件及び特記事項）

第7条 助成金交付の目的を達するため、助成事業申請者は次の号に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）助成事業の内容を変更・廃止する場合は、事前に理事長に変更・廃止承認申請書（別紙第2号様式）を提出し、その承認を受けること。

- (2) 虚偽の申請や報告がなされた場合は、助成金の交付を取り消すこととする。
- (3) 丸亀市及び一般財団法人丸亀市観光協会の実施する他の助成事業との重複は認めない。
- (4) 事業費が予算の範囲を超える場合は、申請を受理しないものとする。

(実績報告等)

第8条 助成事業者は、交付決定を受けた期間に個別の催行実績があった場合、その催行が完了した日のあった月のすべての実績を、別紙第5号様式による月次報告書により、翌月末日までに報告を行うものとする。なお、別紙第4号様式による請求書も同時に提出することとする。また、交付決定を受けた最終の月は月次報告書に加え、別紙第3号様式による実績報告書を提出しなければならない。

- 2 前号の規定にかかわらず、申請期間が1日からその月の末日までの間であった場合は、月次報告書は省略できるものとする。
- 3 助成事業者は、交付決定を受けた期間に催行実績がなかった場合においても、別紙第3号様式により実績報告を行わなければならない。

(助成金の交付)

第9条 前条の実績報告書の提出後、理事長はその内容を審査の上、助成金を交付する。

(その他)

第10条 その他この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、一般財団法人丸亀市観光協会の設立の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。